

令和2年度岩手町学生支援給付金支給事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染拡大の経済的影響によるアルバイト代の減収や仕送りの減額など教育費や生活費に困窮している、県外の学校に在籍する学生への経済的支援を行うため、緊急的な措置として実施する令和2年度の学生支援給付金支給事業について、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 学生支援給付金 前条の目的を達するために、岩手町によって贈与される給付金をいう。
- (2) 学生 別記1に掲げる者をいう。
- (3) 支給対象者 県外の学校に在籍する学生を扶養し、かつ令和2年4月1日（以下「基準日」という。）において、岩手町の住民基本台帳に登録されている者をいう。

(学生支援給付金の支給)

第3条 岩手町は、支給対象者に対し、この要綱に定めるところにより、学生支援給付金を支給する。

(支給額)

第4条 前条の規定により支給対象者に対して支給する学生支援給付金の金額は、支給対象者1人につき30,000円とする。

(申請受付開始日及び申請期限)

第5条 学生支援給付金に係る申請受付開始日は、令和2年7月15日とする。

2 申請期限は、令和2年10月30日とする。

(申請及び支給の方式)

第6条 学生支援給付金の支給を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、様式1（以下「申請書」という。）により申請を行う。

- 2 申請者による申請及び岩手町による支給は、次の各号に掲げる方式のいずれかにより行う。
 - (1) 郵送申請方式 申請者が申請書、本人確認書類、在学確認書類、振込先口座の確認書類を郵送により町に提出する方式
 - (2) 窓口申請方式 申請者が申請書、本人確認書類、在学確認書類、振込先口座の確認書類を町の窓口に提出する方式
- 3 町長は、申請のあった金融機関の口座に学生支援給付金を給付する。

(代理による申請)

第7条 申請者に代わり、代理人として前条の規定による申請を行うことができる者は、原則として次の各号に掲げる者に限る。

- (1) 法定代理人（親権者、未成年後見人、成年後見人、代理権付与の審判がなされ

た保佐人及び代理権付与の審判がなされた補助人)

(2) 親族その他の平素から申請者本人の身の回りの世話をしている者等で町長が特に認める者

2 代理人が学生支援給付金の支給の申請をするときは、当該代理人は申請書に加え、原則として委任状（申請書の委任欄への記載を含む。）を提出する。また、この場合、岩手町は、公的身分証明書の写し等の提出又は提示を求めること等により、代理人が当該代理人本人であることを確認する。

3 岩手町は、代理人が第1項第1号の者にあつては、住民基本台帳により、また、同項第2号及び第3号の者にあつては、町長が別に定める方法により、代理権を確認するものとする。

（支給の決定）

第8条 町長は、第6条の規定により提出された申請書を受理したときは、速やかに内容を確認の上、支給を決定し、当該支給対象者に対し学生支援給付金を支給する。

（学生支援給付金の支給等に関する周知等）

第9条 町長は、学生支援給付金支給事業の実施に当たり、支給対象者の要件、申請の方法、申請受付開始日等の事業の概要について、広報その他の方法による住民への周知を行う。

（申請が行われなかった場合等の取扱い）

第10条 町長が前条の規定による周知を行ったにもかかわらず、支給対象者から第5条第2項の申請期限までに第6条の規定による申請が行われなかった場合、支給対象者が学生支援給付金の支給を受けることを辞退したものとみなす。

2 町長が第8条の規定による支給決定を行った後、申請書の不備による振込不能等があり、岩手町が確認等に努めたにもかかわらず申請書の補正が行われず、支給対象者の責に帰すべき事由により支給ができなかったときは、当該申請が取り下げられたものとみなす。

（不当利得の返還）

第11条 町長は、学生支援給付金の支給を受けた後に支給対象者の要件に該当しなくなった者又は偽りその他不正の手段により学生支援給付金の支給を受けた者に対しては、支給を行った学生支援給付金の返還を求める。

（受給権の譲渡又は担保の禁止）

第12条 学生支援給付金の支給を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

（その他）

第13条 この要綱の実施のために必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、令和2年7月1日から施行する。

2 この要綱は、令和2年12月31日限り、その効力を失う。

別記1（第2条関係）

番号	学校の種類	学生の要件
①	大学	短期大学、大学、大学院若しくは放送大学全科履修又は修士全科に在籍する者
②	省庁大学校	給与の支給がない大学校に在籍する者
③	高等専門学校	第4学年及び第5学年に在籍する者
④	専修学校	専門課程又は一般課程に在籍する者
⑤	日本国外の学校	日本国外の大学相当課程に在籍する者

様式1

岩手町学生支援給付金申請書(請求書)

岩手町長 殿

申請日	令和 年 月 日
-----	----------

1	申請・受給者	※申請・受給者は学生本人ではなく、保護者等となります。	
フリガナ		生年月日	
氏名	Ⓜ		
現住所	岩手町大字	連絡先	日中に連絡可能な電話番号 ()

下記の事項に同意の上、岩手町学生支援給付金を申請します。

- ① 受給資格の確認に当たり、公簿等で確認を行うことがあります。
- ② 公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出をお願いします。また、他の市区町村に居住等の確認をさせていただくことがあります。
- ③ 岩手町学生支援給付金支給事業実施要綱別記1の学校に在籍しているか確認をさせていただくことがあります。
- ④ 岩手町が下記に記載された受け取り口座に振り込み手続き後、記載間違い等により振込みが完了せず、かつ、令和2年12月31日の事業終了期限までに、岩手町が保護者(申請・受給者)又はその代理人に連絡・確認できない場合には、岩手町は当該申請が取り下げられたものとみなします。

2 給付対象者(学生)

- ① (裏面、対象学生の要件を満たすこと。)

フリガナ		生年月日	
氏名			
現住所		在籍する 学校名	
		別記1区分	

- ② (裏面、対象学生の要件を満たすこと。)

フリガナ		生年月日	
氏名			
現住所		在籍する 学校名	
		別記1区分	

- ③ (裏面、対象学生の要件を満たすこと。)

フリガナ		生年月日	
氏名			
現住所		在籍する 学校名	
		別記1区分	

(裏面へ)

3 振込口座

申請・受給者（保護者又はその代理人）の口座に限ります。（長期間入金のない口座を記入しないでください。）
 ※通帳番号の記載誤りがないか再度ご確認ください。通帳番号の誤りがあると、給付が遅れることがあります。

金融機関名 (ゆうちょ銀行を除く)					支店名				分類		口座番号 (左詰でお書きください。)						フリガナ	
1銀行 5農協 2金庫 6漁協 3信組 7信魚連 4信連					本・支店 本・支所 出張所				1普通 2当座								フリガナ	
																	口座名義	
金融機関 コード					支店 コード													

ゆうちょ銀行					通帳記号 (6桁目がある場合は、 ※欄にご記入ください)					通帳番号 (左詰でお書きください。)						フリガナ	
郵貯銀行を選択された場合は、貯金通帳の 見開き左上またはキャッシュカードに記載 された記号・番号をお書きください。					※					—						フリガナ	
																口座名義	

4 代理人申請（委任状）

代理人が申請する場合は、次の代理申請（受給）にご記入ください。

代 理 人	フリガナ		申請者との 関係	代理人生年月日			代理人住所		
	代理人氏名			明治・大正・昭和・平成 年 月 日			住所		
							日中に連絡可能な電話番号 ()		
学生支援給付金にかかる手続きについて、上記の者を代理人と認め 委任します。						保護者氏名		自筆署名	

※ 申請書中「別記1区分」は、下記に掲げる学校の種類の番号を記載すること。

対象学生（実施要綱別記1）

番号	学校の種類	学生の要件
①	大学	短期大学、大学、大学院若しくは放送大学全科履修又は修士全科に在籍する者
②	省庁大学校	給与の支給がない大学校に在籍する者
③	高等専門学校	第4学年及び第5学年に在籍する者
④	専修学校	専門課程又は一般課程に在籍する者
⑤	日本国外の学校	日本国外の大学相当課程に在籍する者

※ 添付書類（写しの場合はA4サイズの紙にコピーしてください）

- ① 在学証明書（写しでも可）
- ② 申請者（代理人申請の場合を含む）本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカード、健康保険証などの写し）
- ③ 振込先の通帳、キャッシュカードなどの写し（金融機関、口座番号、名義人が確認できる部分）